

(「今後の火災予防行政の基本的な方向について」(予防行政のあり方に関する検討会 H22.12)から要約)

【1】用途区分の再編、設備基準の見直し

具体的な方針

- 用途区分の再編・大括り化
- 消防用設備等を中心とした防火対策の整理、大括り化



【4】小規模事業所等および大規模・高層建築物等の防火安全対策の見直し

小規模な就寝施設における警報装置等の基準の整合化

大規模建築物等における性能評価方法の検討

- ①消防法令の適用単位等の特例的な取扱い
- ②レイアウト等に関する事項

→ 具体的な対策は大規模部会で検討

【3】性能評価システムの整備

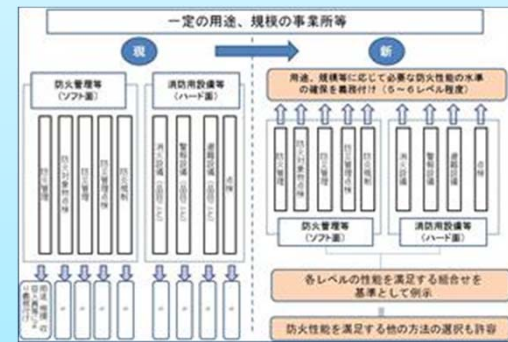
個別の建築物や事業所等の単位で、必要な防火・防災性能を有することについて、建築物等の関係者の申請により消防長等が確認する仕組み

新製品・システム等について、評価・認証する仕組み

【2】防火・防災管理、設備等規制で求められる事項を「防火・防災性能」として整理

具体的な方針

- 令32特例について、防火対策全体について幅広く許容できるものとする。
- 防火管理制度と防災管理制度を一本化



※東日本大震災を踏まえ、防災対策として地震・津波対策の強化が必要

性能評価システムの整備

新たな評価制度のイメージ		現状の制度		新たな制度イメージ(案)
	概要		具体例	
建築物・事業所単位の評価	<p>個別の建築物や事業所等の単位で、通常と異なるソフト面・ハード面の対策が採用される場合、その組み合わせが必要な防火・防災性能を有するか否かを評価</p> <p>(個別の建築物等の建築構造、位置等の状況により、消防法令上要求される水準の対策を満たさないで足りると認められるか否かを含む。)</p>	<p>消防用設備等について、個別施設的位置・構造等に着目して、施行令第32条により消防長が特例として認定</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模な建築物等の自動火災報知設備について、本来階単位で鳴動し、一定時間経過後全館で鳴動すべきものを、一定の防火区画等を条件として、複数のブロックに分けた部分的な鳴動方法を許容 ・小規模な社会福祉施設のスプリンクラー設備について、居室から直接外部に出られる構造等を条件として設置を免除(消防庁通知で、介助体制等のソフト面の対策も考慮する指針を提示) 	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">事業所からの申請</div> <div style="text-align: center;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">性能評価機関の評価</div> <div style="font-size: small; margin-bottom: 5px;"> ※ 一定の大規模建築物等で著しく設置基準と異なるなど、技術的に高度な判断を必要とする場合は必須。 ※ 国の関与のあり方について要検討。 </div> <div style="text-align: center;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">消防長が認定</div>
機器・設備単位の評価	<p>消防用機器・設備等に係る従来の枠組みを超えた新製品・システム等を、個別の建築物等にとどまらず、消防法令上の防火・防災性能を確保するための一般的な方策として位置付けられるか否かを評価</p>	<p>消防用設備等について、個別施設単位で施行令第32条により消防長が特例として認定</p>	<p>消火剤等が充填された簡易な消火用具の設置により、消火器の設置を不要と認定</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">製造業者等からの申請</div> <div style="text-align: center;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">性能評価機関の評価</div> <div style="text-align: center;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">大臣認定</div> <div style="text-align: center;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">告示</div> <div style="text-align: center;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">一般的なハード対策として活用可</div>
		<p>消防用設備等について、個別施設単位で性能評価に基づき総務大臣が認定(ルートC)</p>	<p>「加圧防排煙設備」: 非常用EV附室等の消防活動拠点を加圧して煙の進入を防止することにより、消防活動を支援する排煙システム ※通常の排煙設備は、火災室を垂れ壁で区画し、排煙することにより消防活動を支援。 →ルートC(建物ごとの大規模認定)の積み重ねの後、ルートB省令(一般的な方策として規定)を制定</p>	
		<p>検定対象機械器具について、同等の性能を有する場合に規格省令により総務大臣が認定</p>	<p>新技術を活用したいいわゆる「真空スプリンクラー」設備の流水検知装置(実質的に設備のシステム全体を評価しつつ、部品としての「流水検知装置」の特例規格を認定した例)</p>	